



令和6年度 天童市住民税非課税世帯給付金 こども加算給付金のお知らせ

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象(基準日:令和6年12月13日)

①対象世帯

令和6年度天童市住民税非課税世帯に対する経済対策給付金の支給決定を受けた世帯

②対象児童(平成18年4月2日以降生まれ)

- (1) 上記①と基準日時点で同一世帯となる児童
- (2) 基準日の翌日以降に出生した児童
- (3) ①とは別世帯だが、扶養している児童

※施設等入所児童は対象外です。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **2万円** (1世帯1回限り)

■支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

3.給付金の支給手続き

I. 令和6年12月13日時点で児童と同じ世帯の場合

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 支給決定通知書を送付後、令和6年度天童市住民税非課税世帯に対する経済対策給付金を受給された口座に振り込みます。
- ▶ 給付金の支給を希望しない場合は、受取拒否の届出書を提出してください。

また、受取口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、支給口座変更の届出書を提出してください。

II. 上記以外の場合

(例.令和6年12月14日以降に出生された児童を扶養している方や児童と別居している場合など)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請を希望される場合は、申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに令和7年8月15日(必着)まで、市子育て支援課の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

4.留意事項

本給付金の支給決定後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や本給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金の返還を求める場合があります。
支給対象者は、令和6年度天童市住民税非課税世帯に対する経済対策給付金の受給者です。

本給付金に関するお問い合わせ先

□天童市子育て支援課こども企画係（市役所 1 階 8 番窓口）
TEL 023（654） 1111